

平成21年9月28日

平成21年 第9回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

平成21年第9回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成21年9月28日（月曜日）午後2時00分～午後3時38分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第6・7会議室

3. 出席委員 1番 鈴木敏彦（委員長）

2番 小泉美佐子

3番 土田 豊

4番 武石修一郎

5番 佐久間 榮 昭（教育長）

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

学校教育部長 阿部晴彦 社会教育部長 窪田きく江
兼体育課長

学校教育部 今城 徹 建築課長兼
参事兼 教育施設担当 堂垣隆志
指導室長 副参事

学校教育課長 下平一紀 給食課長 猿橋壽一

統括指導主事 布宮英明 社会教育課長 高杉春行

中央公民館長 長島孝夫 中央図書館長 松井 悟

指導主事 川島直人

6. 書記

庶務係長 尾又斉夫 主 事 谷本 惇

○議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 教育長諸務報告

第3 第10号報告 事務の臨時代理の承認について

第4 第32号議案 東大和市学校給食計画（案）について（諮問）

第5 その他報告事項

- （1）東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定に基づく、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の改正について
- （2）東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例並びに東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則に基づく、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率の改正について
- （3）東大和市体育施設等の指定管理者の指定について
- （4）第八小学校通学区域に係る指定学校変更承認基準（調整区域）の追加について

◎開会の辞

○鈴木委員長 ただいまから平成21年第9回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○鈴木委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、小泉委員にお願いいたします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○鈴木委員長 日程第2、教育長諸務報告を行います。
○佐久間教育長 諸務報告をさせていただく前に、諸務報告の議案書で誤りがありますので、ご訂正をお願いしたいと思います。

2つ目、21年第3回市議会定例会の日数ですが、9月1日から9月17日になっておりますが、これは18日でありますので、ご訂正をお願いしたいというふうに思います。

それでは、平成21年8月31日から平成21年9月21日までの諸務報告を申し上げます。

平成21年8月31日、学校給食計画（案）に関する地元説明会に出席いたしました。桜が丘市民広場を候補地にして、学校給食センターを建設する計画案について、地元自治会、企業等、関係者に説明したものであります。この日は5人の方の参加しかありませんでした。

9月5日に、8月31日と同様、2回目の学校給食計画（案）に関する地元説明会を行い出席いたしました。この日は12人の方の出席がありました。

なお、学校給食計画（案）につきましても、市議会からもいろいろなご意見が出ております。別添の資料にまとめてありますのでご参照いただきたいと思います。

9月1日から9月18日の間、平成21年第3回市議会定例会が開催され、必要に応じ出席いたしました。

まず、9月1日本会議で、議案、補正予算等の審議が行われました。教育委員

会関係では、小泉美佐子教育委員の再任が承認されました。次に、体育施設等の指定管理者となる相手方企業を指定する議案が提案され、この議案は厚生文教委員会で審査するように付託されました。次に、補正予算が審議され、原案どおり可決されました。

9月2日、3日、4日、7日、8日の5日間にわたり一般質問が行われました。

次に、9月10日に厚生文教委員会が開かれ、体育施設等の指定管理者の指定について審査が行われ、質疑があった後、全員一致で原案どおり指定管理者として指定する相手方をシンコースポーツ・フクシエンタープライズ共同事業体を指定することが可決されました。この審査の結果は、最終日の本会議で委員長から報告された後、市議会として採決されることとなります。

次に、9月15日と16日の両日、平成20年度一般会計及び6特別会計決算に関する決算特別委員会が開かれました。一般会計、特別会計ともに承認となりました。

9月18日、市議会定例会最終日となり、本会議が開催されました。この日の本会議では、体育施設等の指定管理者の指定が議決され、また平成20年度一般会計決算及び6特別会計決算が承認されるなどがありました。

なお、この日、学校給食計画（案）に関する陳情が2件、議案として提出され、厚生文教委員会で審査するよう付託されました。厚生文教委員会の開催予定は10月20日であります。

平成21年第3回市議会定例会で出ました主な内容につきましては、お手元にご配付いたしました諸務報告資料をご覧くださいと思います。

9月6日、総合防災訓練に出席いたしました。今年度の防災訓練は、第十小学校を会場に行われました。参加された市民は約430人でありました。

9月21日、市民水泳大会開会式に出席いたしました。水泳大会には、延べ310人の選手が参加いたしました。

以上で諸務報告を終わらせていただきます。

○鈴木委員長 教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご質疑等ございましたらご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 教育長諸務報告を終わります。

◎日程第3 第10号報告 事務の臨時代理の承認について

○鈴木委員長 日程第3、第10号報告 事務の臨時代理の承認について（平成21年度東大和市一般会計補正予算（第2号）教育費について）、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

（書記朗読）

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第10号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきましてご説明申し上げます。

本件は、平成21年度東大和市一般会計補正予算（第2号）であります。この補正予算につきましては、第3回市議会定例会に第50号議案として提出され、9月1日に原案どおり可決されておりますが、前回の教育委員会にお諮りしておりませんでした。そのため、市議会に提出する前に東大和市教育委員会に付することができず、21年8月31日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、今回教育委員会にご報告申し上げ、承認を求めるものであります。

概要につきましては、学校教育部関係は学校教育部長から、社会教育部関係は社会教育部長からご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○阿部学校教育部長 それでは、私のほうから学校教育部関係につきましてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費であります。2ページの説明欄をご覧くださいと存じます。

事業番号2、教育事務管理費は221万6,000円の増額であります。

11節需用費、1消耗品費は2万円の増額で、後ほどご説明いたしますが、国の学校情報通信技術基盤整備事業に係る事務手続に必要な経費を増額するものであります。12節役務費は4万9,000円の増額であります。4手数料は2万9,000円の増額で、自動車の買い替えに必要な登録、納車手数料であります。6保険料は2万円の増額で自動車損害賠償責任保険料であります。18節備品購入費は209万6,000円の増額で自動車の買い替えであります。27節公課費は5万1,000円の増額で自動車重量税の増額であります。

次に、1ページの3目教育指導費は6,729万円の増額であります。

2ページの事業番号11、教育指導管理事務費は504万円の増額であります。

7節賃金は504万円の増額で学校図書館臨時職員賃金であります。学校図書館指導員及び担当教諭のもとで蔵書冊数の現況調査等を補助するために、全校に1名配置をするものであります。期間は10月から平成22年3月末を予定しております。

なお、財源につきましては、国の緊急地域雇用創出事業臨時特例補助金を活用するものであります。

事業番号17、情報教育推進事業費は6,225万円の増額であります。

13節委託料は315万円の増額であります。校内LANと呼ばれます校内に回線整備の工事の実施に向けまして設計を委託するものであります。15節工事請負費は4,935万円の増額で、校内回線整備工事を実施し、全校の情報通信基盤を整備するものであります。18節備品購入費は975万円の増額で、コンピューター教室以外の教室でも使える教育用のパソコンを全校に整備するものであります。

次に、3ページの2項小学校費、1目学校管理費であります。4ページの説明欄をご覧いただきたいと存じます。

事業番号1、小学校運営費は5,914万5,000円の増額であります。

15節工事請負費は163万円の増額で、十小の給食用小荷物専用昇降機、ダムウエーターと呼ばれておるものですが、その老朽化に伴い配電盤などを交換するほか、三小、四小、五小、七小、八小と同様に給食用の小荷物の専用昇降機に対して安全対策を施し、ドアロックを取りつけるものであります。18節備品購入費は5,751万5,000円の増額で、全校の現在あるテレビを地上デジタル放送対応テレビに買い替えるほか、各校に1台電子黒板を整備するものであります。

なお、財源は、国の学校情報通信技術環境整備事業補助金、そして地域活性化経済危機対策臨時交付金を活用するものであります。

また、理科の教材用備品購入費を200万円計上いたします。これは、新学習指導要領に対応した理科の備品の整備を図るためのものであります。

なお、この財源も国の地域活性化経済危機対策臨時交付金を活用するものであります。

次に、事業番号2、小学校環境整備事業費は609万円の増額であります。

13節委託料は609万円の増額で四小の校庭芝生化工事設計委託料であります。

なお、財源は東京都の公立学校運動場芝生化工事補助金を活用するものであります。

3 ページの 3 目特別支援学級事業費は14万4,000円の増額であります。

4 ページの事業番号 1、特別支援学級事業費は、同様に14万4,000円の増額であります。

7 節賃金は14万4,000円の増額で、介助員の賃金76万3,000円の増額でありまして、三小の知的障害学級において 2 学期以降見学を希望する方が数名待機しておられ、安全管理上、また教育の適宜性等の観点から介助員 1 名を増員するものであります。

また、臨時職員の賃金は61万9,000円の減額で、1 名減員に伴うものであります。

3 ページの 4 目学校保健衛生費は56万7,000円の増額であります。

4 ページの事業番号 1、健康管理事業費は56万7,000円の増額であります。

11 節需用費、1 消耗品費は56万7,000円の増額で、学校で新型インフルエンザが発生した場合に、感染拡大を防止する予防のために必要なマスク、消毒液などを購入するものであります。

次に、5 ページの 3 項中学校費、1 目学校管理費であります。6 ページの説明欄をご覧くださいと存じます。

事業番号 1、中学校運営費は907万5,000円の増額であります。

15 節工事請負費は144万5,000円の増額で、五中の給食用小荷物専用昇降機の老朽化に伴い配電盤などを交換するほか、一中、二中、三中の給食用小荷物専用昇降機に安全対策としてドアロックを取りつけるものであります。18 節備品購入費は763万円の増額で、現在ある全校のテレビを地上デジタル放送対応テレビに買い替えるほか、各校に 1 台電子黒板を整備するものであります。

なお、財源は小学校と同様、国の交付金、補助金を活用するものであります。

また、理科の教材用備品購入費100万円は、新学習指導要領に対応した理科備品の整備を図るものであります。財源は、国の臨時交付金を活用するものであります。

5 ページの 4 目、学校保健衛生費は25万7,000円の増額であります。

6 ページの事業番号 1、健康管理事業費は25万7,000円の増額であります。

11 節需用費、消耗品費は25万7,000円の増額で、小学校と同様、学校で新型インフルエンザが発生した場合に、感染拡大の防止の予防に必要なマスクや消毒液などを購入する経費であります。

次に、13ページの5項保健体育費、3目学校給食費であります。14ページの説明欄をご覧くださいと存じます。

事業番号2、学校給食センター運営費は158万6,000円の増額であります。

4節共済費は10万4,000円の増額で、臨時職員の勤務体制の見直しに伴い社会保険料を増額するものであります。7節賃金は18万7,000円の増額で、臨時職員の勤務体制の見直しに伴い時間数を増やすものであります。12節役務費は4万8,000円の増額であります。4手数料は2万8,000円の増額で、自動車の買い替えに必要な登録・納車手数料であります。6保険料は2万円の増額で、自動車損害賠償責任保険料の増額であります。18節備品購入費は123万8,000円の増額であります。自動車の買い替えは105万9,000円、ほかに電動、缶を切る機械、缶切り機の買い替えが17万9,000円あります。

最後に、27節公課費は9,000円の増額で、自動車重量税の増額であります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○窪田社会教育部長兼体育課長 続きます。社会教育部関係についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、5ページをお開きいただきたいと思います。

5ページ中ほどの4項社会教育費、1目社会教育総務費、右側の説明欄をご覧くださいと思います。

2社会教育事務費110万8,000円の増額でございます。この増額につきましては、備品購入費でございます。5階エレベーター前に設置しております印刷機が老朽化で故障が多いため買い替えるものでございます。これにつきましては、平成21年度地域活性化経済危機対策交付金を受けて購入するものでございます。

事業ナンバー4、成人式事業費11万1,000円の増額でございます。8報償費8万円の増額につきましては、成人式の式典後に行われる催し物での抽せん会の記念品代でございます。まだ実行委員会で検討中ございまして、本年度記念品を何を購入するかは現在のところまだ確定はいたしてございません。11消耗品費につきましては、飾りつけ等に必要なもの等を購入する1万円の消耗品費増額でございます。18備品購入費につきましては、思い出の映像をつくるための編集ソフトの購入費2万1,000円でございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

事業ナンバー7、文化施設管理費26万3,000円は、(仮称)東大和郷土美術園

の樹木剪定委託料で、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を受けて行われるものでございます。26万3,000円の増額でございます。

7ページをご覧いただきたいと思っております。

2目公民館費、事業ナンバー1、中央公民館事業費の増額でございますが、15工事請負費203万5,000円は、受水槽の揚水ポンプが経年劣化によるポンプ不良のための交換をいたします。それと、身体障害者用のトイレの改修工事で、便器の取り替えと入り口のアコーディオンカーテンをドアに改修するものが主な工事となっております。18備品購入費140万円の増額につきましては、10年間使用しており、印刷枚数も4,000枚を超えまして、正常な印刷が困難な状況になってきております印刷機の買い替えと、それから1階ロビーに置いてありますテレビを地上デジタルテレビ放送用に買い替えるものでございます。

事業ナンバー2、南街公民館事業費24万円の増額につきましても、中央公民館同様、地上デジタルテレビ放送用のテレビの買い替えでございます。3番、狭山公民館事業費263万9,000円の増額につきましては、主なものは15工事請負費の身体障害者用トイレ改修工事でございますが、これは中央公民館同様に工事の内容となっております。合わせて、トイレ内の手すりの塗装工事を行うものでございます。

恐れ入ります、次のページ、10ページをお開きいただきたいと思っております。

18備品購入費129万9,000円の増額でございますが、こちらは古くなりました庁用自動車の買い替えと地上デジタルテレビ放送用のテレビの購入でございます。

以上が、狭山公民館事業費増額の主な内容でございます。

4歳敷公民館事業費296万6,000円の増額でございますが、こちらにつきましても主なものは15工事請負費151万7,000円で、身体障害者用のトイレの改修工事でございますが、こちらの工事につきましても、中央公民館、狭山公民館と同様の工事をするものでございます。18番、備品購入費129万9,000円の増額につきましても、狭山公民館同様、老朽化した庁用自動車の買い替えと地上デジタル放送用テレビの購入費でございます。

事業ナンバー6、上北台公民館事業費24万円の増額でございますが、こちらにつきましても地上デジタルテレビ放送用のテレビの購入でございます。

なお、今回公民館の補正予算につきましては、中央公民館の揚水ポンプ取り替え工事と……、失礼いたしました。申し訳ございません、説明の中で落としてし

まいりました。

4 蔵敷公民館事業費で、工事請負費の前に11番、修繕料で9万3,000円がございます。こちらは施設修繕料でございますが、蔵敷公民館1階和室の畳修繕を行うものでございます。前後して申し訳ございません。今ご説明いたしました蔵敷公民館の畳修繕、それと中央公民館の揚水ポンプ取り替え工事、この2点につきましては、市の一般財源で修理をいたしますが、それ以外のすべての補正予算額につきましては、平成21年度地域活性化経済危機対策交付金を活用して修繕等をするものでございます。

恐れ入ります、11ページをお開きいただきたいと思います。

3 目図書館費、1 中央図書館管理費1,858万5,000円の増額でございます。内容は工事請負費でございまして、開館以来使用しております冷暖房機が劣化と腐食により使用不能となるおそれがあるため改修工事を行うものでございます。現在、工事に向けて準備を始めているところでございます。

2 中央図書館事業費50万4,000円の増額でございますが、これは緊急雇用創出事業の補助を受けまして、都立図書館から譲り受けました古い図書や行政資料を装備するための委託料でございます。

4 目郷土博物館費、こちらは備品購入費13万2,000円の増額でございまして、地上デジタル放送用テレビの購入でございます。こちらにつきましても、平成21年度地域活性化経済危機対策交付金の活用をして買い替えを行うものでございます。

5 項保健体育費、2 目体育施設費、1 体育施設管理費110万3,000円の増額でございます。13委託料26万3,000円の修繕と15工事請負費84万円の増額でございますが、こちらの内容につきましては、上仲原のテニスコート、それから上仲原公園内の野球場でございますが、電気料と水道料の支払いにつきましては、上仲原公園の一部という解釈のもとに、上仲原公園全部を含めまして、現在、公園管理担当課の予算で運動施設の分の電気料、水道料についても支払いがされておりますが、来年4月1日から指定管理者制度を導入するに当たりまして、公園の部分と体育施設部分を分けて、それぞれ請求が受けられるようにするために、電気工作物等の修繕の修繕調査、メーターですけれども、修繕調査と、それから水道管の給水管の引き込み替えの工事を行うものでございます。

3 番、市民体育館管理費34万6,000円の増額でございます。こちらは13委託料

でございます、エレベーター保守点検委託料の増額となっております。当初予算に計上いたしました予算額では、11月までの契約期間となっておりますので、残り4箇月分を増額したものでございます。

なお、こちらにつきましては、今年2月に新宿区のビルでエレベーターの保守点検業者が30年以上も手動式扉の安全装置を交換していなかったことから、配達に来たおそば屋さんの店主がエレベーター内の1階の床に転落して死亡した事件がございましたが、当市の体育館のエレベーターの保守点検業者も同じ業者でございました。したがって、今回今年度の契約をするに当たり、同業者を入札の業者から外して入札をいたしましたために、予算計上していた予算額の中では11月までしか契約ができなくなっていたものでございます。安全上、毎月点検は必要でございますので、4箇月分を増額補正をさせていただきました。

14ページをお開きいただきたいと思います。

備品購入費13万1,000円で、こちらにつきましても地上デジタル用放送テレビの買い替えでございます。こちらにつきましても、ほかの施設と同様、地域活性化経済危機対策交付金を活用して購入するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

○小泉委員 お尋ねいたします。

4ページ、6ページでしょうか、電子黒板を小・中学校で購入するということですが、具体的にどのようなもので、活用の方法はどのようになっているのかご説明をお願いいたします。

もう一点ですが、先ほど説明いただきまして、地上デジタル放送対応テレビ購入ということですが、これは国の補助金を活用するということで、本市の財源には直接関係ないのかなと思われませんが、今一般家庭でも買い替えに当たって、地上デジタルテレビ本体そのものを変えてしまったほうがいいのか、地上デジタルチューナー、これを取りつけていいものかといろいろ考えている例も多いかと思うんですが、このあたりの利便性といいますか、チューナーを取りつけた場合の利便性等お話ししていただけたらと思います。

以上です。

○布宮統括指導主事 では、私のほうから電子黒板の具体的な活用についてご説明

を申し上げたいと思います。

現在、各教室には通常の黒板がございます。これとはまた別に、約50インチの大型のテレビが1台、可動式のものが入るとイメージしていただけたらと思います。これに、テレビだけではなくてスキャナカメラ、実際に何かを映し出すカメラや、それからパソコン等を接続することによって活用が広がるというものでございます。

具体的には、そのテレビには、大型でございますので、後ろの児童・生徒も見られるような文字で、例えば国語の教科書を大写しにできる。そして、ポイントとしては、その大写しにしたものに直接ペンで書き込むことができるというところでございます。現在は、模造紙に大きくコピーをして、そして書き込む、または国語の教科書を直接板書して、そして線を引くというような作業が軽減されるというものでございます。

また、実際に立体的なもの、例えば花ですとか小動物ですとかをスキャナカメラで映し出して大きく見せて、さらにその花の花粉のところに丸をつけたり指示をしたりと文字を書くということが可能でございます。

また、これには記憶させるですとか2つのものを比較するというような機能もついておるようでございまして、例えば理科の実験の様子を撮影して記録して、繰り返し見せるですとか、撮ったものを2つ比較して大きく映し出すというようなことも可能でございます。

また、パソコンの教材ソフトと連動させますと、英語の大きな文字を出しておいて、その文字をタッチすることによって、英語の発音が発音されるというように、さまざまな活用がございます。実践先行校の実践事例を見ますと、児童・生徒の発言が増えたとか、黒板の視点がずれなくて集中力が高まったですとか、児童・生徒の意欲が高まったという報告がございます。

また、教員の負担軽減についても、授業の効率化、それから準備時間の軽減という効果が上がっております。

以上、電子黒板の具体的な活用についてお話をさせていただきました。

以上でございます。

○下平学校教育課長 私のほうからは地デジテレビの関係についてでございます。

平成20年度の段階でございますが、主に財源的な問題から、ただいま小泉委員のおっしゃられたとおり、チューナーを現行のテレビにつけることによって、23

年7月からの地上デジタル放送に対応しようということで考えておりました。実際、平成21年から23年の主要事業計画では、この方法でやるような計画を上げております。

しかし、先ほど部長からも説明がございましたが、今年度の6月に国の補正予算に基づきまして文科省の学校情報通信技術環境整備事業費補助金が新設されるとともに、同じく国の地域活性化経済危機対策臨時交付金が併用できるということによりまして、100%国のお金で地デジテレビを整備することが可能な条件が整いました。市長部局とも将来的な活用も含めまして十分に相談をいたしまして、小・中学校ともチューナーではなくて、新たにすべて50インチの地デジテレビを整備するという方向性を出したところでございます。

私も実際に地デジのチューナーでアナログテレビの映像がどういうふうに映るかというのは見たことがございませんので、定かなことは申し上げられませんが、チューナーのみの対応でアナログテレビを見る場合は、見ることは見られると思うんですが、要するにデジタル情報で大量の情報が入ってくるものを従前のアナログテレビで映した場合に、相当つぶれが出てきてクリアな画面にはならないのではないかというふうに考えているところでございます。

また、現行のテレビはインチ数が小さいものでございますので、画面が小さいということは、教室内のすべての子どもたちから十分に見えるということにつきましては劣っているという部分がございます。

それから、国は現在この補正予算に基づきまして、学校ICT環境整備事業というのを目指しております。この環境整備事業は、従来より質の高い教育を目指しているものでございます。したがって、東大和市でも地デジテレビの導入に当たりましては、今後電子黒板への応用が可能なものを選択して整備を進めているところでございますので、そういうことになりますと、将来的な質の高い教育の部分から、各教室のテレビが電子黒板に転用できるということも想定しておりますので、そういうことから今回は全部50インチの地上デジタルテレビに切り替えたというところでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。

○小泉委員 ありがとうございます。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

なければ、ちょっと私のほうから3点お願いします。

1つ目は、第四小学校校庭芝生化ですけれども、これは面積や全体構想はどんな程度のものなのかということをお聞きしたいのと、これについての芝生の管理費については、都で何年間ぐらい見てくれるのか、最初から市なのか、それをお尋ねします。

それから、2つ目は、インフルエンザA型蔓延対策として、マスク、消毒液の購入をしているそうですが、これは学校にどの程度の数を用意して、どういう活用の仕方をしているのだろうかということです。

3点目は、社会教育関係ですけれども、庁用自動車というのは教育委員会の出先にそれぞれ専用の自動車があるのですかということです。

以上3点お願いします。

○堂垣建築課長兼教育施設担当副参事 補正予算書の4ページの第四小学校校庭芝生化工事設計委託料に関するご質問でございますけれども、今回の予算につきましては、来年度工事に向け、その調査並びに設計委託料が主なものでございます。そういった中で、全体構想でございますけれども、今後維持管理組織を立ち上げ、PTAだとかそういった地域の方々に入ってもらって、その方々との話し合いの中で面積等を決めていきたいと思っております。

ですから、今のところ我々この調査の中では校庭の全体の調査は見ておりますし、また校庭の屋上の緑化の検討もこの委託費の中には見ておりますけれども、実際には管理組織、今後皆さんで管理していく、そういう方々との話し合いの中で実際の面積を決めていきたいと考えています。

ただ、これは東京都の補助金をもらう関係上、最低でも250平米以上の校庭の芝生化は必要でございますので、最低でも250平米はやらなくてはならないということが出てきます。

それとあと、その後の管理費の関係でございますけれども、東京都のほうとしては、管理費につきましても3年間、専門家に委託する管理費、専門家がかかわらなければならないような管理費の2分の1は3年間東京都が補助するというようになっております。

以上でございます。

○鈴木委員長 ちょっと今のお話に関連して、今、屋上緑化のお話がありましたけれども、この資金は例えば屋上に野菜とか花を栽培するとか、あるいは教室の南

側にニガウリを植えるとか日陰をつくるとか、そういうことにも使える金ですか。

○堂垣建築課長兼教育施設担当副参事 この校庭の芝生化につきましては、東京都の100%補助をうちのほうは考えております。それは、管理組織が立ち上がって、そういった組織が構築できれば100%の補助、一般は2分の1なんですけれども、体制ができれば100%の補助ということで、それを目指しているわけなんですけれども、そういった中で先ほど言った250平米以上の校庭緑化にあわせて行う屋上緑化、屋上の芝生化だとか、それとか今委員長がお話しになった壁面緑化というんですか、ニガウリなんか、そういったものについても、250平米以上の校庭の芝生化とあわせて行うものは100%東京都の補助でございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 わかりました。

○下平学校教育課長 私のほうからは、インフルエンザ関連の件についてお答えさせていただきます。

まず、今回の補正予算で購入する消耗品でございますが、マスクが全部で356箱、これは50枚入りでございます、これは教員1人当たり30枚、教員全部で372人おりますのでその枚数、それから、児童・生徒は現在6,700人おりますので、各1枚ずつという割り当てでマスクを購入しております。

それから、消毒用のポンプというのはジェル状の押すとしゅっしゅっと出てくるやつでございます、これはクラス分の購入を予定しております。

それから、もう一つ消毒用のエタノールというのがあるんですが、これはいわゆるアルコールのようなものでございまして、例えば学級閉鎖になった教室をエタノールを使ってふいてあげますと、ウイルスが死滅してしまうということでございます。これが、各学校5本ずつ、15校分ということで考えております。

それで、活用方法につきましてでございますが、すべて各学校に配付を予定しております、基本的には活用につきましては各学校にお任せしたいというふうに考えております。消毒用ポンプもクラスに1つずつでございますので、そのまま使ってしまうとすぐなくなってしまうんですが、通常は石けんの流水による手洗いで十分効果があるということでございますので、例えばマスクも消毒用ポンプにつきましても、授業中に複数の子どもたちが急に発症して、緊急的な場面が発生しましたら、ポンプを使って子どもたちを消毒させて、それからマスクを配って感染の拡大を予防するというような場面で活用していただくということで、

今回それらの消耗品の購入を予定しているところでございます。

以上でございます。

○窪田社会教育部長兼体育課長 庁用自動車の件でございますが、社会教育部の中では、中央公民館と中央図書館につきましては、本庁舎と同一敷地内ということで、庁用者の保有はしてございません。

あと、体育館、それから博物館につきましては、事務連絡用というよりはむしろ事業に際して荷物を運搬するための大きな車がございまして、蔵敷公民館、狭山公民館についても、それほど大きくはございませんが、体育館、博物館ほど大きくはございませんが、メインは事業で荷物を運搬ということで庁用車を保有しております。

狭山公民館、中央公民館につきましては、かなり長い間乗っておりますので、以前から実施計画等に計上していただくように主管課では要望しておりましたが、なかなか組上にのりませんでした。今回平成21年度地域活性化経済危機対策交付金の活用を受けてやっと買い替えができることとなりました。

あと、南街の公民館、それから上北台公民館、桜が丘図書館、清原図書館につきましては、それぞれ市民センターと共有ということで、各館に1台ずつ庁用車がございまして、

以上でございます。

○鈴木委員長 わかりました。

ほかにございませんか。

○小泉委員 中央図書館に関してちょっとお尋ねいたします。

多分12ページになるかと思うんですが、先ほどの説明で、私は、都より譲り受けた図書の整理のために、図書装備委託料増額とお聞きしたかと思うんですが、どのような図書をどれぐらい、どのような経過で市へ回ってきたのか。それを今後どのように活用可能なのか、中央図書館だけじゃなくて、ほかにも分けていけるものなのか、学校との関係はどうかとお聞かせいただけたらと思います。

○松井中央図書館長 東京都から譲り受けた本についてなんですけれども、東京都で今度図書館対策としまして、全部1冊ずつということで、複数ある本は全部除外ということにしました。それで、その中から特に多摩地区でとっておきたい本を譲り受けまして、約5万冊だと思っておりますけれども、今まで武蔵野市の図書館とかいろいろな場所に保存してありました。これを今度各市で分担して保存してく

ださいということで、うちの場合は約2,000冊既に運び込んであります。

それで、その内容につきましては、いつでも貸し出しができますように装備をしまして、実際の図書館にある本と同じです。バーコードをつけまして、それで貸し出しのデータも入れまして、いつでもできるように対応するという事なんですけれども、そのうち今回につきましては800冊予定しています。

とりあえず試行で800冊ということで、現状を申しますと、まだ全然手がついてございません。なるべく早目にやって貸し出しに応じたいと思っています。

以上です。

○**小泉委員** 学校に配分できるというものではないんですね、中央図書館のみで。

○**松井中央図書館長** 内容が大分古い本が多いんです。それで、特に、多摩地区で共有という形でやりますので、特にほかの図書との差別化はしませんけれども、当然データが揃いましたときには、使いたいときには普通に使えるということを考えております。

○**土田委員** 今、説明を聞いて心配になったというか、ちょっとお聞きしたいことが出てきたんですが、施設維持改修工事費というところで、荷物の昇降機の改修というか、そういうことだというふうに説明された。給食の各教室への運び入れは下から上へ昇降機を使って上げるんだと思うんですが、その設備を学校へ何回も行っていながら見ていないものですから。それで、今エレベーターのトラブルについてかなり社会問題化しているわけですけども、これにはそういうトラブルが一度も今までにないかどうかということと、それから昇降機ですから、子どもはまさか勝手に入るとか、事故を起こすようなことにはなっていないと思うんですが、その辺がちゃんとガードされているかどうかということをお聞きしたい。

○**堂垣建築課長兼教育施設担当副参事** まず最初に、各学校についている小荷物専用エレベーター、これは今、土田委員がおっしゃいました給食の配膳をするための専用の小荷物昇降機でございます。毎月点検はしております。今回の小学校、中学校の改修につきましては、それぞれ小学校1校、中学校1校、漏電が起きたものですから、その漏電対策のための工事と、それとあと何校かロックが初めからついていなかったエレベーターがあるものですから、これは児童側からじゃなくて、作業する側のドアが動いていてもあいてしまうということがあったものですから、必ずとまってから作業ができるようにというようなことでロックをつけ

ると。これは、あくまでも児童側のほうはちゃんとなっていますけれども、作業側の部分になっていなかったものですから、あわせて安全対策のために行うということで、これはここで事故があった関係ではなくて、初めからそういうものとしてついていなかったものを初めから設置していたんですけれども、作業する方の安全も考えるとついていたほうがいいのかという部分があって、それでつけるようにいたしました。これが学校のほうの小荷物専用エレベーターの関係でございます。

○土田委員 児童・生徒が直接向かい合うことがあるんでしょうか。作業側とおっしゃったが、それは反対側で、荷物を昇降機に入れる側ですね。

○堂垣建築課長兼教育施設担当副参事 そうです。

○土田委員 今度は逆に児童側とおっしゃったのは、その反対側の荷物を取り出す側ですね。そうすると、向かい合わせになっているわけですね、両方に扉が。それは、一般的な昇降機でどこでも、倉庫でもそういうものを使っているんですが、実際に、うちでも仕事でそういうのを使っていましたので、人身の事故は起こりませんでしたけれども、人が絶対に立ち入ることができないようなガードされたものというのはいないんですね。人が踏み込んだら絶対に動かないというか、そういうふうなもの、あるいはセンサーがあって昇降機を動かさないようにするというふうなことはまだできていないのかなと思います。両側に扉をつけているんですか、かぎ。今おっしゃった、荷物を入れる側と取り出す側の両側にそういう扉をつけた、それで施錠するようになっているのかどうかということです。

○鈴木委員長 今の点は、実際に学校に携わっていらっしゃった方がよくわかると思うんです。だから、指導室長のほうから。

○今城学校教育部参事兼指導室長 実際に東大和がどういうふうに行っているかというのは、ちょっと私も、すみません、現況を確認していないので何とも言えませんが、これは人的な部分が大きいのかなと思っていて、私の経験で言うと、送り出す側と例えば3階とか4階とか受け取る側、必ず両方にリフト補助員というんでしょうか、作業員がついて、下から送り上げて上で受け取って引っ張り出す。それまではキーが切ってありますから動かないんです。必ずそのときに主電源を下で入れて、そしてリフトを上げる。取り出すのはそこにいますから、子どもが近くにいることがない、それを確認して、そこで待機していて引っ張り出すという形で安全確保を図っているというのが私の経験上行っていた状況

でございます。

○土田委員 わかりました。それなら安心です。

○鈴木委員長 東大和も同様です。コンテナを上下するときに、入れるところと出るところ、受け取るフロアに給食の配膳員が必ずいて、その方がかぎを持っていますから、そのフロアへ行ってそのかぎを入れないとあかない。

○土田委員 上がってきても、3階に来て4階に来てそれがないとあかない。

○鈴木委員長 子どもがボタンを押してあけるということは、そういう仕掛けになっていないんです。

○土田委員 わかりました。今度、学校へ行ったときに見させていただきます。

○鈴木委員長 課長、何か補足ありますか。いいですか。

ほかにございますか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第3、第10号報告 事務の臨時代理の承認について（平成21年度東大和市一般会計補正予算（第2号）教育費について）、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第10号報告 事務の臨時代理の承認について（平成21年度東大和市一般会計補正予算（第2号）教育費について）、本件を承認と決めます。

◎日程第4 第32号議案 東大和市学校給食計画（案）について
(諮問)

○鈴木委員長 日程第4、第32号議案 東大和市学校給食計画（案）について（諮問）について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第32号議案 東大和市学校給食計画（案）について（諮問）につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げ

ます。

東大和市は、現在、第一、第二の2つの学校給食センターで給食を調理し、市内の全小・中学校に配食しております。しかし、第一センターは昭和42年、第二センターは昭和48年開設のため、施設の老朽化が大変進んでおります。

また、給食センターは大量調理施設であるため、安全衛生管理を徹底しなければなりません。施設が狭い、古いなどによりまして十分な対応ができにくい状況であります。

また、学校関係者、保護者の皆様からご要望の多い個々食器の導入につきましても実現に至っておりません。

さらに、食育の充実、食物アレルギーを持つ児童・生徒の増加など新たな課題への対応も求められております。このような状況の中で、平成20年4月に市長から教育委員会に対し、学校給食のあり方の再検討の依頼があり、1年間検討を重ねてまいりました。

検討してまいりました内容では、現在の学校給食と同等以上の安全性及び品質を確保すること、効率的な運営を図ることなどを念頭に置いたものであります。検討してまいりました計画案につきましても、市民の皆様の意見を取り入れながらまとめていく必要があると考えております。

そこで、学校関係者、保護者等から構成される東大和市学校給食センター運営委員会においてご審議いただくために、東大和市学校給食センター運営委員会規則第2条第1項の規定に基づき諮問をするものであります。

内容についてご説明いたします。

諮問の内容につきましては、（1）給食センターの建て替えについて、（2）新しい給食センターの運営について、ア、新しい給食センターで使用する食器のあり方について、イ、新しい給食センターにおける食育の充実について、ウ、新しい給食センターにおけるアレルギー対応のあり方についてを諮問したいと考えております。

答申をいただく時期は、平成22年2月末とするものであります。

以上であります。よろしくご説明申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があればご発言をお願いいたします。

では、先に私のほうからお願いをします。

今日、配られている資料の3ページの5というんですか、平成21年第3回市議会定例会一般質問における主な質疑の3ページの5という……。

○佐久間教育長 5の3ですから、5ページのうちの3です。

○鈴木委員長 これの中ほどの計画内容の黒ポツが3つありますが、その3つ目、粕谷議員からのご質問であります。建て替える理由として、老朽化以外にあるのかという点の、ウェット方式である、汚染・非汚染の区分がなされていない、個々食器の導入とあるんですが、3番目の個々食器の導入については、これだけで私は意味がよくわかるんですけれども、ウェット方式というのと汚染・非汚染の区別がなされていないということについての具体的なイメージがちょっとわかりませんので、もう少し詳細に説明をしていただけるとありがたいです。

○猿橋給食課長 現在、ウェット方式であるということということなんですけれども、今私どものほうのセンターは、ウェットというんですか、今の学校給食法に基づく衛生管理基準などではドライ方式を求めています。

その中で、従前からのセンターにつきましては、大体まだ完全なドライ方式というのはなっていないと思うんですけれども、今私どものほうではウェットといまして、水がどうしても調理するときに垂れてしまうようなところがありますから、それをウェットというようなことで、それを改善したいということになります。

それとあと、汚染・非汚染ということにつきましては、汚染というところは非汚染に対するもので、非汚染のほうを申し上げますと、調理をするところは非汚染ということになっています。それ以外のところが汚染というふうな言い方で、そこが今の中でははっきりしていないわけですから、それをきちんとしたいということで、きちんとするためにはいろいろな施設で分けていくということが必要だということで、汚染と非汚染地帯、そういうふうな言い方をしています。

だから、非汚染というのは、絶対に汚染されてはいけないところなんです。調理室などもそうです。ちょっと同じようなお話で申し訳ないんですけれども。

それは、既に先ほど申しましたように、学校給食衛生管理基準というのがございまして、そこではっきりとこういうものは汚染地域にしないといけないとか、非汚染にしなければいけない。逆に、非汚染のほうで言いますと、非汚染にしなければいけないということがあります。

○佐久間教育長 ウェット方式というのは水を使ってはいけないということですか。

○**猿橋給食課長** ウェットというのは、水を使ってはいけないというよりは、どうしても給食をつくるというのは、お水を使いますから、今の中ですと水が垂れてしまうわけです、下に。床のところの水たまりみたいな形になっていますから、それがウェットということになりますので、ドライ方式というのは、本来的なドライ方式ですと水が出ないような形。水というのは衛生上一番よくないということなんです。ですから、その水ができるだけないような形にしたいというのがドライなんですけれども、現状ではまだウェットということでもあります。水があるかないかということです。

床に流れるというんですか、とにかくつくるには水というものをどうしても使いますから、その水が床に流れて、それがはねてしまうというようなこともあります。今、例えば60センチというものが何か一つの基準になっていまして、給食、できたもの、食材も含めまして、それが60センチ以上上になければいけないというようなことがあります。60センチより短いとはねが上ってまた水がついてしまうとか、そういうようなおそれがあるのを防ぐために、できるだけドライ方式にしたいということなんですけれども、本来的なドライは最初から系統的にドライで、水がそこに出ないような形になるというのがあるんです。

以上です。

○**鈴木委員長** ほかにありませんか。

○**小泉委員** 今のこととは別なんです、5ページの3のところの上から6行目です。もし候補地で8,000食作れなければ別の方式もやむを得ないとここに書いてありますが、一応センター方式で検討していきたいという方針であると思うんですが、それが別の方式もやむを得ないとすると、これは何か代替りの案を考えておられるのでしょうか。

○**阿部学校教育部長** こちらの今の5分の3ページの上から6行目の部分でございますが、教育委員会といたしましては、桜が丘市民広場の東側の一角3,500平米でございますが、そちらの土地に新しいセンターを建てたい。給食の調理の機能としては、食数8,000食、小・中学校全校に給食が提供できる、そういう8,000食を念頭に検討していきたいと考えております。

ただし、こちらのほうの質問の中で、小学校、中学校3,500平米ということで、現在の第一センター、第二センターの敷地を合わせますと4,500平米現在あります。そちらを桜が丘市民広場、現在、社会教育関係のスポーツの団体が使ってい

らっしゃいますので、そちらへの影響を極力避けながら、給食センターも共存して作っていききたいとなりますと、狭めて今の3,500平米というものが何とか生み出せればと考えています。

ただ、現行4,500平米あるところを単純に考えますと1,000平米少ないものでございますので、単純に平家建てみたいな感じではとても作れない。そこで、2階建てなり3階建てというものを考えなくてはいけないわけですが、教育委員会としては、あくまでも給食8,000食が作れる、小・中学校の分は同じ方式で作っていきたいと考えております。財政的な問題などいろいろと出た場合に、ほかに何か方法はないのかといいますと、現実的に他市などを見ますと、中学校に関しては別の方式というものも編み出されている。民設民営によるスクールランチ方式、家庭からお弁当を持ってきてもよろしいですし、事前に予約をして届いた弁当を食べるという方式もある。

また、近隣の市では民間の民設民営で食缶方式で給食を届けようという動きもあるということで、そういう方法も現実問題はあるにはあるということです。

教育委員会としては、繰り返しになりますが、あくまでも8,000食、小・中学校全校に給食が届けられるような、そういう施設を念頭に検討していきたいと考えております。

以上です。

○小泉委員 今のお答えによりますと、これからいろいろと諮問に対して答申が出てくると思うんですけれども、その段階で公設民営ではなくて民設民営にも対応できるという柔軟な考え方だと受けとめてよろしいのでしょうか。

○阿部学校教育部長 教育委員会といたしましての考え方としては、あくまでも昨年度の、先ほど教育長からの説明にもありましたように、市長のほうから教育委員会に対して、再度今後の給食のあり方を検討するよということがございました。

その中で、検討してきた中では、桜が丘の市民広場を候補地として3,500平米のところ新しいセンターをつくる。そのセンターの調理能力としては、小学校だけではなく中学校も合わせた8,000食の調理ができるセンターを造っていききたいという考え方が基本にございます。

ただ、万が一その場所の3,500平米にはそういう施設はできないよということが明らかになったような場合には、ほかの手法も考えなくてはいけないというこ

とでございますが、他市の事例などを見ていると、このぐらいの面積に今想定している8,000食程度のものが稼働しているという事例もあるようでございますので、今後実際に8,000食は作れる建物が造れるのかどうかというのはまた精査が必要ですが、他市の事例では似たような事例が散見されますので、可能ではないかなと考えております。

あくまでも、民設民営といいますと、先ほど、今回新しい計画（案）の中の一つの柱として食器の改善、個々食器というのがございますけれども、民設民営の弁当を併用したスクールランチ方式ですと、個々食器というのは実現できなくなります、弁当で届くというような形です。そういった観点からしますと、東大和市の学校関係者、保護者の皆様方から現在も要望の強い食器の改善というのはここで実現したいと、そのように考えております。民設民営というのは、あくまでも万が一今の候補地に8,000食が建てられないといったような場合に考えなくてはならない現実的な話だと思いますが、あくまでも教育委員会としては、現在の候補地に8,000食を念頭に進めていきたいと考えております。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

○土田委員 諮問の内容ですけれども、給食センターの建て替えについて是か非かと言っているわけじゃないんでしょう。もっと具体的に、桜が丘のここで3,500平米を使ってセンターを造ることについて諮問するというほうが、これだと是か非かという印象で、それはあなた方が考えて諮問したいと思っていることもよくわかるんですけれども、これだけではちょっとどう答えていいかわからないです。

それと、この新しい給食センターの運営についてということで諮問されている内容がこれだけあるわけですから、民設民営になるわけがないと思うんです。民設民営では、食育の充実とかアレルギー対応のあり方とかということについて、余りいい答えが出てこないということになりますから、公設民営か公設公営か、その二者択一という形しか考えられないような気がするんですけれども。もっと具体的な書き方で諮問したらいいというふうに思います。

○阿部学校教育部長 諮問の案文としましては、今の諮問内容のとおりと考えておりますが、学校給食センター運営委員会に対しましては、既に学校給食計画（案）について、今回の議案書の資料としても添付してございますが、計画（案）の骨子等を記述した計画（案）というものをお配りし、ご説明もさせてい

ただいております。

今後も、諮問をした後は適宜審議に必要となるであろう資料なども、こちらも準備してまいりたいと考えております。その中で、今お話がありましたような具体的な内容と申しますか、漠としたものじゃなくということは答えられるのではないかと思います。

実際に諮問を始めた中の審議を重ねていく中で、審議に必要だとされるような資料をこちらも提示していきたい。あくまでも、今申し上げましたように、学校給食センター運営委員会には、7月に会議があった際に、今こういう計画（案）を教育委員会としては考えているということもご説明も申し上げておりますので、同じ説明の繰り返しにもなりますが、新しいセンターを桜が丘市民広場の一部を候補地として、教育委員会としては8,000食の調理ができる規模のものも念頭に置いてご検討いただきたいという話を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○土田委員 よろしく申し上げます。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

では、学校給食計画（案）についてですけれども、私の願いは、今まで近隣の自治会等の説明会や利用団体等への説明会もやってきていただいておりますが、これからもぜひこういう説明会や給食センター運営委員会への説明等についてはできるだけ丁寧に対応していただいて、ここに掲げられているウェット方式とか、汚染・非汚染の区分とか、個々食器というのは、数十年来の本市の懸案でありますので、この話が持ち上がったこの機会にぜひ実現させていただきたい。子どもたちの食の安全と食育の充実の機会にさせていただきたい。そういう強い願いを持っておりますので、事務局の方々にはご苦勞をかけますけれども、実現できますようにご努力をお願いしたいと思います。

○土田委員 これは来年2月に答申としていいますけれども、その後の23年に着工するという計画ですか。これまで、何をクリアしてどういうふうな日程で進んでいくのかということは今もし聞けるのであれば出してください。来年の2月では遅いのではないかとちょっと心配をしたものですから。例えば議会の議決が必要であるとかというふうなことがその過程にあるわけですけれども、どのような大体日程になりますか。

○阿部学校教育部長 現時点での置かれた状況と申しますか立ち位置としては、桜

が丘の市民広場の一部に候補地として新しいセンターを造っていききたいということの一步を踏み出したという考えであります。

今後、学校関係者、保護者の代表の方、学識経験者の入った学校給食センター運営委員会に教育委員会からこの案を諮問させていただいて審議を重ねていただきます。

こちらは、来年の2月までに答申をいただきたいと考えております。といいますのも、大きいスケジュールといいますか流れとしましては、24年9月に稼働するためには、さかのぼると22年度、来年度予算で設計をしたいと考えています。

そして、金額も事業規模も大きいものでございますので、その辺は23、24の2箇年に工事工期も分けまして建設工事をし、そして24年9月、夏休みにしっかりチェックをして、安全点検が終わった後の2学期から稼働していきたいと考えております。

また、議会の議決に関しても今ご質問がございましたが、一番早いところでは恐らく来年の当初予算に設計費を計上したいと考えておりますので、その予算の審議という形でご意見といいますかご審議をいただくのかなと考えています。

その他、もろもろございますが、また今後こちらの事務局としても整理をしていきたいと思います。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第4、第32号議案 東大和市学校給食計画(案)について(諮問)について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第32号議案 東大和市学校給食計画(案)について(諮問)について、本件を承認と決めます。

◎日程第5 その他報告事項

○鈴木委員長 日程第5、その他報告事項。

報告事項1、東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害

補償に関する条例の規定に基づく、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の改正について、報告事項2、東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例並びに東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則に基づく、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率の改正について、以上2件は関連がありますので、一括して報告をお願いいたします。

○阿部学校教育部長 その他報告事項（1）及び（2）につきましてご報告させていただきます。

本件は、学校医等が公務上災害を受けた場合に、その災害によって生じた身体的損害について補償される公務災害補償に関するもので、今回は2件の改正がございます。

1件目の最低限度額及び最高限度額についてであります。これは、学校医等の公務災害補償の条例の中に、長期療養者の休業補償と年金補償について、受給者に適正な補償額を確保するための最低限度額と最高限度額を定めることとされていることに基づくものであります。

学校医等の公務災害補償に係る各種の補償額は、人事院が定める額を考慮して、市長と協議の上、教育委員会が額を定めることになっておりますが、実際には東京都の補償金額を受け決定しているところでございます。

ここで、東京都の補償金額を改正する旨の告示が6月1日付でございましたことから、市長に協議をお願いいたしました。そこで、8月19日付で同意をいただきましたことから、最低限度額と最高限度額を決定させていただきましたので、本日ここにご報告申し上げるものでございます。

年齢階層別の改正額につきましては、その他報告の資料1ページの中段にございますので、後ほどご参照いただければと存じます。

次に、2点目の前年度以前に支給された遺族補償年金等の年金額を再評価する際の率の改正についてでございます。

こちらは、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定によりまして、市長と協議の上、東大和市の率を定めることになっておりますが、実際には東京都と率の改正を受けまして決定しているところでございます。

この遺族補償年金等の額に乗ずる率につきましても、6月1日付で東京都の改正が告示されましたので、市長に協議をお願いいたしました。そこで、8月19日付で同意をいただきましたことから、決定させていただきましたことをここに本日も報告申し上げます。

改正率につきましては、その他報告の資料の2ページに、期間別、学校医及び学校歯科医、学校薬剤師の別にそれぞれ経験年数別の乗ずる率を記載してございますので、後ほどご参照いただければと存じます。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があればご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項(3)東大和市体育施設等の指定管理者の指定について、本件の報告をお願いいたします。

○窪田社会教育部長兼体育課長 東大和市体育施設等の指定管理者の指定につきましては、先ほど教育長の諸務報告の中で、9月市議会で全会一致で承認されたというご説明をさせていただきました。

今後のスケジュールでございますが、正式に決定した旨の通知をシンコースポーツ・フクシエンタープライズ共同事業体のほうに本日付で通知をいたします。その後、3月までの間に具体的な事後調整をいたしますが、指定管理に移行することによりまして、市民への方のデメリットといたしまして、指定管理に移行しない施設等の使用申し込み等を多分本庁舎のほうで受け付けをすることになると思いますので、その点等について、今後指定管理者のほうで受け付けをしていただける内容の調整等をさせていただきたいと思っております。

なお、指定管理者が決定したことにつきましては、10月15日号の市報で市民に周知いたします。それから、ホームページにも掲載をいたします。公表につきましては、現在、学校教育課のほうに依頼をしております。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があればご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項（４）第八小学校通学区域に係る指定学校変更承認基準（調整区域）の追加について、本件の報告をお願いいたします。

○阿部学校教育部長 その他報告事項（４）のご報告を申し上げます。

お手元にご配付させていただきました資料をご覧いただきたいと存じます。

喫緊の課題としまして、これまで教育委員の懇談会で継続してご検討をいただいていた一時的に教室数の不足が懸念されております第八小学校につきまして、この資料のとおり指定学校変更承認基準（調整区域）の追加をいたしたいという結論をいただいたところでございます。

これを受けまして、その後事務局で技術的な検討を重ねてまいりました。その結果、９月18日付で教育長の決裁を経まして、指定学校変更承認基準に調整区域を新たに追加するという一部改正を行いました。

初めに、１ページの１番の調整区域の場所ではありますが、恐れ入りますが、２ページの図をお開きください。

こちらは、第八小学校の通学区域のうち斜線であらわしておりますのが、桜が丘二丁目の市道816号線より西側の部分でございます。この区域を調整区域とし、希望すれば十小に通学することができるという調整区域にするものでございます。

１ページにお戻りください。

２の実施時期につきましては、平成21年10月１日からとするものであります。これは、10月以降、就学児健診を初め来年度の学級編制に向けての事務が始まりますので、この時期から、10月１日から実施をし、就学児健診の際にもご案内をいたしまして、この制度の周知を図る、そういう考え方によるものでございます。

３の対象者でございますが、（１）の新１年生につきましては、調整区域に居住している平成22年度以降の新しい１年生が対象であります。入学の翌年の３月31日までの期間であれば、希望すれば十小に卒業するまでの間通学することができるというものであります。

なお、米印に記載してありますとおり、弟や妹が指定学校変更を受けて十小に通学する場合、兄や姉が同じく十小に通学を希望する場合には、十小に兄弟、姉妹で指定学校変更することができるというものでございます。

次に、（２）の転入生につきましては、平成21年10月１日以降にこの調整区域に転入する新１年生及び小学校１年生から６年生につきましては、転入の日から

1年間は十小に、希望すれば卒業まで通学することができるというものであります。

なお、1ページの下の米印に記載がありますとおり、この調整区域にかかわる指定学校変更は1人1回に限らせていただきますが、卒業までの間に八小に通学したくなった、通学を希望するという場合には、申し出があれば、指定学校変更の承認期間を短縮し、八小に通学できるように配慮しております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があればご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 ないようですから、質疑を終了いたします。

これで、その他報告事項を終了いたします。

◎閉会の辞

○鈴木委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程はすべて終了いたしました。

これをもって、平成21年第9回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 3時38分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会委員長 鈴木 敏彦

会議録署名委員 小泉 美佐子